

大野市地方就職学生支援金交付要綱

(令和6年9月30日告示第240号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくい創生・人口減少対策戦略及びデジタル田園都市国家構想第2期大野市総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。ただし、短期大学、高等専門学校及び専修学校を含まない。以下同じ。）を卒業・修了した学生の大野市（以下「本市」という。）への移住・定住を伴う福井県内就職を促進するとともに、中小企業等の人材不足の解消に資するために、予算の範囲内で本市と福井県が共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業し、本市に移住する見込みの者に対し、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関して、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金対象者)

第2条 支援金の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 移住に関する要件として、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業・修了する見込みであること。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くこと。以下同じ。）していること。ただし、就職活動にかかる経費（交通費）については、福井県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 支援金の申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動にかかる経費（交通費）を申請する場合は、卒業・修了後に要件を満たす企業に就職し、本市に転入又は要件を満たす企業への就業開始日のいずれか遅い日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、本市又は福井県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のア及びイまでに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が福井県内に所在する企業に、要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を含む者でないこと。
- (ロ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 国の官公庁等ではないこと。
- (オ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- イ 就業条件等に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動にかかる経費（交通費）を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 福井県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動にかかる経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（補助対象経費及び支援金の額）

第 3 条 補助対象経費及び支援金額は、次のとおりとする。ただし、補助金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

区分	補助対象経費	補助金の額	上限額
就職活動にかかる経費（交通費）	前条第 2 号の企業の採用選考に要した交通費 1 回分から当該企業が採用選考に対し支給した交通費を差し引いた費用	補助対象経費の 2 分の 1 以内	15,000 円
移住にかかる経費（移転費）	移転に要した引越し費用や交通費、レンタカー費用	補助対象経費の 10 分の 10 以内	108,000 円

2 交付回数は、就職活動にかかる経費（交通費）及び移住にかかる経費（移転費）それぞれ一人 1 回を限度とする。

（支援金の交付申請及び実績報告）

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、大野市地方就職学生支援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）大野市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号別紙1）
- （2）就業先企業による証明書（様式第2号）
- （3）写真付き身分証明書の写し
- （4）卒業・修了証明書（在学中に、就職活動にかかる経費（交通費）を申請する場合は在学証明書）
- （5）交付申請書に記載した各経費の領収書
- （6）移住前の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細又は引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金の領収書等）

（支援金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、大野市地方就職学生支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付が不適当と認められる場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その旨を申請者に通知する。

（支援金の請求及び交付）

第6条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が支援金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書受理後30日以内に、大野市地方就職学生支援金交付請求書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の再交付）

第7条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大野市地方就職学生支援金交付決定及び額の確定通知書再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大野市地方就職学生支援金交付決定及び額の確定通知書〔再交付

】（様式第 6 号）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第 9 条 本市及び福井県は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第 10 条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、本市及び福井県が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日、転入日（申請時に既に本市に住民票がある場合は移住日）又は要件を満たす企業への就業日のいずれか遅い日から 3 年未満で転出した場合

ウ 在学中に就職活動にかかる経費（交通費）を申請する場合、その申請日から 1 年以内に要件を満たす企業への就業を行わなかった場合

エ 在学中に就職活動にかかる経費（交通費）を申請する場合、その申請日から 1 年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

オ 支援金の申請日から 1 年以内に要件を満たす職を辞した場合（退職日から 3 か月以内に福井県内の別の企業に就業する場合を除く。）

（2）半額の返還

ア 申請日、転入日（申請時に既に本市に住民票がある場合は移住日）又は要件を満たす企業への就業日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、本市と福井県が協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 106 号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。